

## パブリック・コメント手続の概要

案件名【(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項】へのご意見を募集します。ご意見をお寄せください。

### ■案件の概要

区では、区民の方の健康を守る観点から、受動喫煙防止対策を総合的かつ効果的に推進し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するため、令和7年3月に中野区受動喫煙防止対策基本方針を策定しました。受動喫煙防止対策を今後より効果的なものとするため、受動喫煙防止に向けた取組を進めるとともに、本方針に基づき、(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例の制定について検討を進めています。

この度、条例案に盛り込むべき事項について取りまとめましたので、パブリック・コメント手続を実施します。

### ■公表案

- ・(仮称) 中野区受動喫煙防止対策条例案に盛り込むべき事項（別紙1）

公表案については、区ホームページ、区政資料センター、区民活動センター、図書館、すこやか福祉センター、保健企画課の窓口にて閲覧又は複写（複写経費はご負担願います）することができます。

### ■参考資料

- ・中野区の受動喫煙防止対策に関する意見交換会実施結果（別紙2）

### ■案の公表期間及びご意見等募集期間

令和7年12月8日（月曜日）から 令和8年1月7日（水曜日）まで

### ■ご意見を提出できる方

中野区に住所、勤務先、通学先のある方、中野区に事業所や事務所のある個人又は団体、案件に直接利害関係を有する方（利害関係を有する理由を記入してください）

## ■ご意見等の提出方法

公表された案に対する具体的な意見（修正を求める場合はその理由も）を提出してください。意見は、公表された案に沿って具体的に述べてください。単に「賛否」のみを記載した意見は、パブリック・コメント手続による意見とみなされませんのでご注意ください。

氏名または団体名、住所または団体所在地（区内に住所がない場合は通学先・勤務先）を明記のうえ、電子メール、郵便、FAXまたは直接窓口までお寄せください。意見提出の書式は任意ですが、必要に応じて「パブリック・コメント記入用紙」（別紙3）をご活用ください。

◇郵便、窓口の場合は、

〒164-0001

中野区中野2-17-4 中野区健康福祉部保健企画課保健企画係 宛

◇FAXの場合は、

03-3382-7765 中野区健康福祉部保健企画課保健企画係 宛

◇電子メールの場合は、

hokenkikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp（中野区健康福祉部保健企画課アドレス）

※ご意見のほか、氏名・住所等の必要事項を明記して、送信してください

## ■ 結果の公表

ご意見提出期間終了後、寄せられたご意見等を考慮して区の最終案を決定します。決定した内容と寄せられたご意見等及び区の考え方は、令和8年2月以降に公表する予定です。なお、ご意見を提出された個人又は団体に対し、個別に回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

【問合せ先】 健康福祉部保健企画課保健企画係

TEL 03-3382-2428

FAX 03-3382-7765